

頁	項目	現行	修正・追記後（案）
—	目次	—	<u>3.4.4. 居住誘導区域(45頁)</u> の追記
—	目次	—	45ページ追加に伴う <u>項目番号・ページ数の変更(46頁～73頁)</u>
21	土地利用の動向	文章中「平成27(2015)年時点の地目別面積は、総面積は95.8 <u>1</u> km ² 」	文章中「平成27(2015)年時点の地目別面積は、総面積は95.8 <u>5</u> km ² 」
43	居住誘導区域の設定の考え方	—	文章中「 <u>本市は、有明海に面し、牛津川、嘉瀬川等が流れる地形条件から、可住地の大部分が浸水想定区域となっています。市民が安全・安心に居住できる地域を目指し、避難所の整備・維持管理、市民への防災意識の啓発、発災時の適切な避難誘導など、必要な安全対策の実施に努めます。</u> 」
43	居住誘導区域の設定	文章中「次の視点で <u>検討</u> します。」	文章中「次の視点で <u>設定</u> します。」
44	同	文章中「 <u>なお、これらの災害リスクが高い地域として示されている区域については、その区域指定の都度、居住誘導区域からの除外を検討するものとします。</u> 」	文章中 <u>削除</u>
44	同	文章中注釈 「 <u>※具体的な居住誘導区域については、平成29年度末までに定めます。</u> 」	文章中注釈 <u>削除</u>
44	同	図42 <u>居住誘導区域の設定のイメージ</u>	図42 <u>削除</u>
45	居住誘導区域	—	45ページ全文 <u>新規に追記</u>
46	空き家対策	文章中「人口減少等による今後増加が見込まれる空き家については、 <u>不動産事業者等との連携</u> 」	文章中「人口減少等による今後増加が見込まれる空き家については、 <u>空家等対策計画に基づきつつ、不動産事業者等との連携</u> 」
46	定住促進住宅取得奨励金制度の見直し	—	文章中「 <u>現在、本市では、子育て世帯等の定住促進及び地域の活性化を図るため、一定条件に基づき、一戸建て住宅を取得し定住される方に対して、奨励金を交付していますが、居住誘導区域内を対象に、今後、奨励金額の加算を検討します。</u> 」
51	都市機能誘導区域	—	図43 都市機能誘導区域図へ <u>居住誘導区域を追記</u>
62	都市機能の立地状況のまとめ	表6枠外注釈 「 <u>49</u> ページを参照してください。」	表6枠外注釈 「 <u>50</u> ページを参照してください。」

頁	項目	現行	修正・追記後（案）
63	民間活力による都市機能の立地・誘導	文章中「具体的な誘導策としては、都市機能誘導施設内における誘導施設に対する補助」	文章中「具体的な誘導策としては、都市機能誘導区域内における誘導施設に対する補助」
68	誘導施設の維持・確保の考え方	表7枠外注釈 「49ページを参照してください。」	表7枠外注釈 「50ページを参照してください。」
73	評価の時期・方法	文章中「本市の総人口の減少は避けられませんが、人口減少が進む中においても、居住誘導区域の人口比率を上げていくことで、地域の特性に見合った拠点地区の人口密度の維持・向上に努め、目標値とします。」	文章中「平成22（2010）年の居住誘導区域内の人口密度は約36人/haですが、将来人口シミュレーションを行った結果、平成52（2040）年の人口密度は約29人/haまで低下することが考えられます。人口減少を避けること難しいですが、居住誘導区域内で各誘導施策を実施することにより、人口密度低下の最小化を目指します。従って、平成52（2040）年の居住誘導区域の人口密度の目標は35.4人/haとし、各区域の目標値の内訳は、区域別の人口動向を考慮の上、表 8のとおりとします。」
73	同	文章中注釈 「※目標値については、居住誘導区域の設定とともに定めます。」	文章中注釈 削除
73	同	—	表8 「居住誘導に関する目標値」を追記
73	同	表8 都市機能に関する目標値	表9 都市機能に関する目標値